

リサイクル資源の品目追加について

1 発泡スチロールの追加

平成22年4月から、梱包材等に用いられる発泡スチロールを資源回収の品目に追加します。

なお、回収された発泡スチロールは、燃料として使用し発電したり、プラスチックの原料として再資源化し、プラスチック製品などに再利用します。

各集積所及びリサイクルステーションに専用のカゴを設置し回収を行います。

2 小型金物類の追加

平成22年4月から、鍋、やかん、包丁、スプーン、工具類の小型金物類を資源回収の品目に追加します。

金属類の資源としては、小型金物類の他に、卓上コンロやオーブントースター、電気コードなど不燃ごみ袋に入る大きさまでの小型家電も対象とします。

回収の方法としては、各集積所及びリサイクルステーションに専用かごを設置し回収します。

【例】

